

通関関係書類の電磁的記録による提出に係るアンケート結果について (お知らせ)

財務省関税局・税関においては、更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進に取り組んでおります。

更なる利便性の向上策を検討することを目的として、本年1月27日～2月7日にかけて、通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出に係るアンケート調査を行いましたので、その結果についてお知らせいたします。

寄せられたご意見については、関税局・税関において対応の可否を検討したうえで、対応可能なものから、順次、実施することとしております。

アンケート調査へのご協力ありがとうございました。

【アンケート調査の概要】

1. 調査期間 平成26年1月27日（月）～2月7日（金）
2. 調査対象 全国の通関業者（税関よりアンケート用紙を配付）
3. 回答者数 1,005 者（回収率 約 50%）

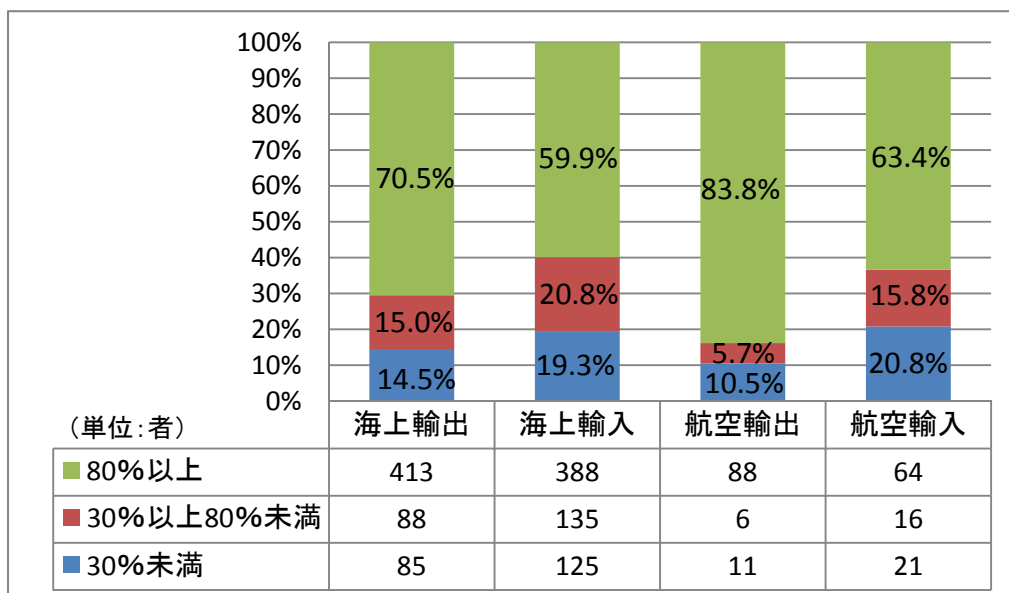
【アンケート調査の結果概要】

問1 NACCSの申告添付登録（MSX）業務を利用したことがありますか。

	利用したことがある	利用したことがない
回答者数	814 者	191 者
割合	81%	19%

問2（問1で「ある」と答えた方が対象）

本年1月以降、申告添付登録（MSX）業務を利用した申告の割合は、区分2及び3となった申告のうちどの程度ですか。



問3（問1で「ある」と答えた方が対象）

本制度の利用によるメリットがありましたら、具体的に記載してください。

（主な意見）

- 税関に通関関係書類を持ち込む時間が省略でき、その時間を他の業務に有効活用できるようになった。
- 申告後すぐに通関関係書類を提出することができるため、許可までの時間が早くなった。
- 通関関係書類を持ち込む際の経費（人件費、ガソリン代等）及び印刷用紙の削減につながった。

問4（問1で「ある」と答えた方が対象）

本制度の利用によるデメリットがありましたら、具体的に記載してください。

（主な意見）

- 窓口に行く機会が減ったことで、税関職員や他の通関業者とのコミュニケーションが減少した。
- 窓口に行かないため、審査の開始状況や審査担当者がわからない。
- データ化するための機器が別途必要となり、コストがかかる。

問5（問1で「ない」と答えた方が対象）

本制度を利用していない理由を具体的に記載してください。

（主な意見）

- 取り扱っている申告の通関関係書類の枚数が多く、容量制限を超えてしまうため。
- 通関官署が近くにあるため。
- 原本を提出する必要がある書類が含まれている申告を多く取り扱っているため、電磁的記録により提出した場合であっても、結局、税関の窓口に行く必要があるため。
- 社内のシステム環境の未整備・検討中であるため。

問6（問6は全ての方が対象）

（1）本制度の運用（システムを除く）に関するご意見・ご要望がありましたら、具体的に記載してください。

（主な意見）

- 原産地証明書や他法令確認書類等の電子化又は原本提出を不要とすること。
- 会計検査院への証拠書類の書面（紙）による提出を不要とすること。
- 電磁的記録により提出できる減免戻し税手続に関する書類を拡大すること。
- 区分1の提出書類と同様に、区分2及び区分3であり原本性を確認する必要がある書類についても、申告官署と異なる税関官署への提出を可能とすること。

(2) 本制度のシステム(運用を除く)に関するご意見・ご要望がありましたら、具体的に記載してください。

(主な意見)

- 添付ファイルの容量制限（3MB、500KB）を緩和すること。
- 審査の開始状況や審査担当者を NACCS で確認できるようにすること。
- 申告控等に原本提出が必要な旨を表示させること。
- 修正申告の事項登録の際に提出する関係書類についてもMSX業務による提出を可能とすること。

問7（問7は全ての方が対象）

その他通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を推進するために取り組むべき問題点等についてご意見がありましたら、具体的に記載してください。

(主な意見)

- 関税割当や減免税などの残数管理（裏落し）をシステムで行えるようにすること。
- 電子インボイス業務の輸出入者への利用を促進すること。
- 平成29年度の次期NACCS稼働後においても、書面及び電磁的記録による提出のいずれかを選択できるようにすること。
- CY及びCFSに関連する手続きの電子化率を向上させること。